

事務連絡
平成21年 7月31日

石川県健康福祉部長 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る
特例的な運送を行った運送者に対する措置について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部旅客課長から別紙のとおり通知があった
ので、関係各部局及び各地方公共団体に対し周知方お取り計らい願います。





事務連絡
平成21年7月23日

各運輸支局

首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部旅客課長

「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る
特例的な運送を行った運送者に対する措置について

標記について、自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室長から別紙のとおり
通知があったので了知されるとともに、貴支局管内の関係者に対して周知徹
底をお願いいたします。

事 務 連 絡

平成21年7月22日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課
新輸送サービス対策室長

「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る
特例的な運送を行った運送者に対する措置について

標記については、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」（平成21年7月22日付け国自旅第83号）により取り扱うこととされたところであるが、特例的な運送を行った運送者に対しては、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条第1項に基づき、別紙の報告書により、その内容について運輸支局長等に速やかに報告させるものとし、その内容が適切でないものについては、運送者に対し是正を指導するものとする。また、報告書を受理した運輸支局長等は、運営協議会の主宰者に通知するものとする。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

事 務 連 絡

平成21年7月22日

社団法人全国乗用自動車連合会会長
財団法人全国福祉輸送サービス協会会長) あて

自動車交通局旅客課
新輸送サービス対策室長

「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る
特例的な運送を行った運送者に対する措置について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課
長及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて事務連絡を発出したので、貴会にお
いてもその旨了知されたい。

(別紙)

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者名

印

予め定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められる運送について

標記について、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」
(平成 年 月 日付け〇〇〇第 号)による運送を行ったので、道路運送法
第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 運送した年月日

平成 年 月 日

2. 登録されている運送の区域

〇〇市

3. 運送の発地及び着地

発地：〇〇市

着地：〇〇市

4. 当該運送を行った理由（特例的な運送をすることが必要となった理由を具体的に
記入すること。）

(注) 運送した日から概ね7日以内に提出すること。